

「部落差別の解消の推進に関する法律」の改正を求める決議（案）

「部落差別の解消の推進に関する法律」が議員立法により制定されて6年が経過した今も、部落差別が厳然として存在している。

この法律は理念法であり、被差別者に対する救済や差別に対する規制が明記されていない。

特に近年、インターネットの急速な進展に伴い、ネット上への誹謗中傷や差別書き込みなどの許し難い部落差別が発生し、被害を受けた者の安心や安全を脅かす深刻な問題となっている。

これを防止するには、現行法へ「ネット上の部落差別の禁止」など、部落差別の禁止規定を設けることが必要である。

問題解決を図るのは政治の力でなければならない。

憲法に保障された法の下での平等の具現化に向け、立法機関の責任において、被害者への救済を考え、実効性のあるものとするために、現行の「部落差別の解消の推進に関する法律」の改正を図るべきである。

以上、決議する。

令和5年6月29日

和歌山県議会

（提出者）

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会

委員長 吉井 和視